

2025年6月26日

### 「プロダクトガバナンスに関する方針」への取り組み状況

ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ株式会社（以下、「当社」）は、ナティクシス・インベストメント・マネージャーズの日本における営業および運用拠点として、グループの運用会社などの様々な資産運用サービスを日本のお客様に提供しております。

当社は、投資信託や投資一任契約を通じて、お客様の最善の利益に適う商品提供を確保すべく、「プロダクトガバナンスに関する方針」を策定・公表し、過去一年間における取り組み状況につき、以下の通り取り纏めましたので、ここに公表致します。

以 上

### 取組方針1「プロダクトガバナンスの基本理念」

- 取組方針
  - 当社は、[グループ会社のウェブサイト](#)において、より良い金融商品を提供するための理念を明らかにしております。
  - かかる理念のもと、日本法人である当社としても、経営者として十分な資質を兼ね備えた代表取締役のリーダーシップの下、商品組成時には経営委員会に諮り、お客様の最善の利益を実現するため、お客様の真のニーズに応える商品づくりを合議しております。また、経営委員会での議事内容は取締役会へも報告しております。
  - 以上により、お客様の最善の利益に適う商品提供を確保するための取り組み（プロダクトガバナンス）を徹底してまいります。
- 取組状況
  - 直近一年間で投資信託の新規設定を行いました。新規設定に先立ち、経営委員会にてその承認を取得し、また、経営委員会の議事内容を全て取締役会へも報告いたしました。
- 取組状況と金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係
  - 補充原則1

### 取組方針2「プロダクトガバナンス体制」

- 取組方針
  - 当社は、経営委員会において、投資信託、投資一任の金融商品の設定時における検討など、商品戦略に関わる事項について意思決定を行います。
  - 加えて、投資信託の設定時においては、グループで運営する Asia Pacific Product Committee の承認も経ることとし、統制の強化を図ってまいります。
  - 更に、商品組成後の品質の維持・向上については、グループで運営する Asia Pacific Investment Risk Committee による検証、および、当社運用部門が行う運用再委託先や、投資先のファンドに対するデューデリジェンスの経営委員会での検証なども通じて、定期的にプロダクトガバナンスの実効性に関する検証体制を確立しております。
- 取組状況
  - 直近一年間で投資信託の新規設定を行いました。新規設定に先立ち、経営委員会に加え、Asia Pacific Product Committee においてもその承認を得て、適切に統制を図ってまいりました。
  - また、投資一任契約の新規締結も行いましたが、契約締結に先立ち、経営委員会も含めた稟議を行い、商品戦略に関わる事項について、適切に意思決定を行いました。
  - 更に、当社運用部門の投資判断者が Asia Pacific Investment Risk Committee に出席し、質の維持・向上に関する検証を実施しました。また、運用再委託先や投資先のファンドに対するデューデリジェンスも実施して、その結果を経営委員会に報告し、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証を実施致しました。
- 取組状況と金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係
  - 補充原則2、補充原則2（注1）、補充原則2（注2）

### 取組方針3「金融商品の組成時の対応」

- 取組方針

- 投資一任の場合は、お客様の運用ガイドラインなどを通じて、お客様の真のニーズを確認しつつ、適切に金融商品の組成に努めてまいります。
- 投資信託の場合は、私募投信の設定・運用のみを行っておりますが、同様にお客様の真のニーズを確認しつつ適切に金融商品の組成に努めてまいります。
- 取組状況
  - 直近一年間で投資一任契約の新規締結および私募投信の新規設定を行いました。営業部門・運用部門・プロダクト部門を中心に、お客様の真のニーズの確認を適切に行ったものと自負しております。
  - また、その際には、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であることを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証致しました。
  - 更に、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に想定顧客属性を特定するように努めました。なお、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品の組成は行いませんでした。
- 取組状況と金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係
  - 補充原則 3、補充原則 3（注 1）、補充原則 3（注 2）、補充原則 3（注 3）

#### 取組方針 4 「金融商品の組成後の対応」

- 取組方針
  - 当社は、運用部門の主催する月次運用委員会、グループで運営する 2 か月ごとの Asia Pacific Investment Risk Committee、および、グループで運営する四半期ごとの Asia Pacific Product Committee を通じて、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証しております。
  - これらの会議体においては、適切な検証期間の下、リスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証してまいります。
- 取組状況
  - 取組方針に記載の会議体を開催し、適切な検証期間の下、商品性が確保されていること、および、リスク・リターン・コストのバランスが適切であることを継続的に検証しました。
- 取組状況と金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係
  - 補充原則 4、補充原則 4（注 1）、補充原則 4（注 2）、補充原則 4（注 3）

#### 取組方針 5 「お客様に対する分かりやすい情報提供」

- 取組方針
  - 投資一任の場合は、定例の運用報告会の機会などを通じて、お客様がより良い金融商品を選択できるよう、お客様に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等についてご説明を行い、分かりやすい情報提供に努めてまいります。
  - 投資信託の場合は、私募投信の設定・運用のみを行っておりますが、同様に、定例のデューデリジェンス質問票へのご回答などを通じて、分かりやすい情報提供に努めてまいります。
- 取組状況

- 投資一任のお客様に対しては、運用報告会などを通じて、運用体制やプロダクトガバナンス体制等、具体的には、運用チームの構成や業務実績等についてご説明を行い、分かりやすい情報提供を行いました。
- 私募投信の受益者様に対しては、定例のデューデリジェンス質問票へ適時適切にご回答を行うなど、分かりやすい情報提供を行いました。また、販売会社とも連携して、金融商品の商品性に関する情報について、分かりやすい情報提供を行いました。
- 取組状況と金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係
  - 補充原則 5、補充原則 5（注 1）、補充原則 5（注 2）